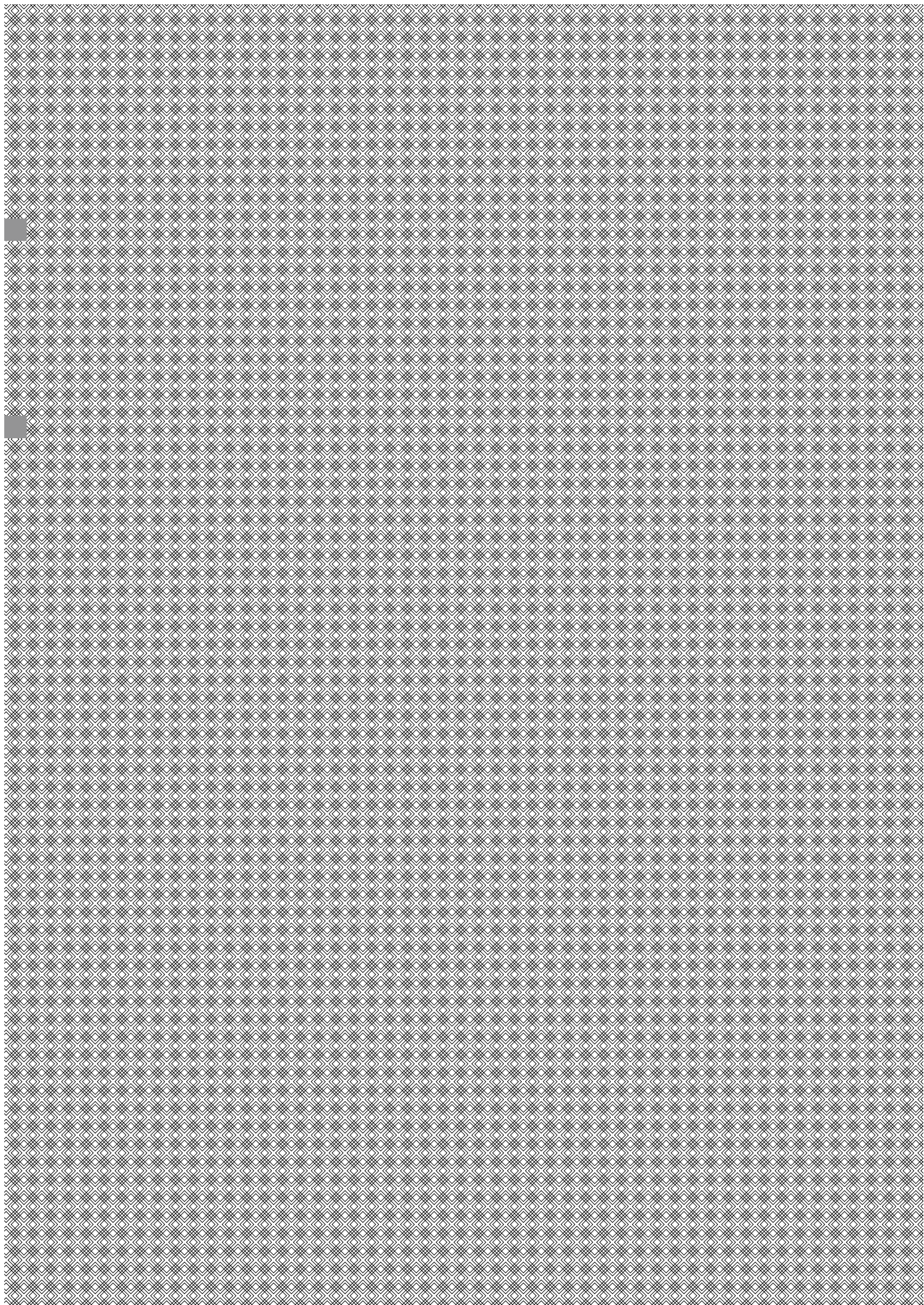


Z—72—H

国税徴収法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「H1～H3」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 国税滞納処分の差押えの一般的な要件の一つとして、国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号は、「督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないとき。」と規定しているが、例外的に、督促を要しない国税の差押えを行うことができる場合がある。

督促を要しない国税(担保の処分、譲渡担保権者の物的納税責任の追及及び国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税を除く。)の差押えを行うことができる場合について、簡潔に説明しなさい。

問 2 納税の緩和制度の一つである滞納処分の停止について、その要件及び効果を説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

次の問 1 ～ 問 3 において、甲税務署長が、現時点(令和 4 年 8 月時点)で、滞納者(A 社、E 社及び居住者 I)の滞納国税を徴収するため、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。

なお、甲税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

問 1

- 1 A 社は、平成 29 年 6 月 1 日に設立された税理士法人である。
- 2 A 社の社員は、設立時からの社員である B 及び令和 3 年 4 月 1 日に入社した C の 2 名である。
なお、設立時からの社員であった D は、令和 3 年 10 月 31 日付で退社(登記済)している。
- 3 現在、A 社は、活動を停止しており事業再開の目途は立っておらず、滞納処分の執行が可能な財産は有していない。
- 4 A 社は、令和元年 5 月期消費税及び地方消費税の確定申告分 1,000,000 円を滞納している。

問 2

- 1 E 社は、資本金 1,000,000 円の株式会社であり、その株式の保有割合は、代表者 F 及び役員 G がそれぞれ 50 % ずつとなっている(F 及び G 以外に役員等はいない)。
- 2 E 社は、令和 2 年 3 月期法人税の確定申告分 3,000,000 円を滞納している。
- 3 E 社は、令和 4 年 3 月 31 日、株主総会において解散を決議し、清算人に F を選任した(登記済)。
- 4 清算人である F は、その選任時における E 社の残余財産について、その選任後に、次のとおり清算手続(分配)を行った。
 - (1) 現金 2,000,000 円を F 名義預金口座に振り込んだ。
 - (2) 定期預金 3,000,000 円を解約し、G 名義預金口座に振り込んだ。
 - (3) H (F の友人) に対する貸付金債権 1,000,000 円について、債権放棄した。
- 5 現在、E 社は、滞納処分の執行が可能な財産を有していない。

問 3

- 1 居住者 I は、自身が経営する J 株式会社(資本金 1,000,000 円。居住者 I が全額出資。)の借入金の物上保証人として、自らが所有していた不動産を担保として提供していたところ、J 株式会社が当該借入金について返済不能となった。そのため、居住者 I は、令和 2 年 3 月 31 日、当該担保不動産を 20,000,000 円(時価相当額)で売却し、売却代金全額を J 株式会社の借入債務の返済に充てた。その結果、居住者 I は、J 株式会社に対して、同額の求償債権を取得した。
- 2 居住者 I は、上記不動産の売却を行った令和 2 年分に係る所得税 15,000,000 円について滞納した。
- 3 居住者 I は、J 株式会社の経営が悪化したため、事業再生士の指導・支援の下で、取引金融

機関から金融支援(債権放棄)を受けるに当たり、令和3年10月31日、J株式会社に対する求償債権を放棄した。

なお、居住者Iが求償債権を放棄した時点での、当該求償債権の評価額は10,000,000円であった。

- 4 J株式会社は、上記企業再生の手続後においては、業績が回復している。
- 5 現在、居住者Iは、滞納処分の執行が可能な財産を有していない。